

〇つくば市建設業者褒賞要綱

平成 15 年 2 月 14 日

告示第 18 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、市が発注した建設工事を誠意をもって適正に施行し、優れた成績で完成させた建設業者の事績をたたえ、もって建設業の健全な振興と市政の発展に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「建設工事」とは、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。

2 この要綱において「建設業者」とは、法第 2 条第 3 項に規定する者をいう。

(褒賞対象者)

第 3 条 褒賞の対象となる建設業者は、褒賞実施年度の前年度において建設工事を完成した者とする。ただし、褒賞実施年度の前年度又はその前々年度において、つくば市入札参加指名停止等措置要綱（平成 6 年つくば市告示第 15 号）第 2 条第 1 項の規定による指名停止を受けた者は、対象としない。

(褒賞対象工事)

第 4 条 褒賞の対象となる建設工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) つくば市工事成績評定要領の規定による成績評定（以下「成績評定」という。）

の点数がその年度の建設工事全体の成績評定の平均点数を超えている工事

(2) 次に掲げる建設工事の区分ごとに、次条に定める方法により順位を付した場合における第 1 順位から別記算式により算定した数の順位までに該当する工事

ア 土木一式工事（請負代金額が 500 万円以上のものに限る。）

イ 建築一式工事（請負代金額が 500 万円以上のものに限る。）

ウ 舗装工事（請負代金額が 500 万円以上のものに限る。）

エ 電気・機械設備工事（電気工事、管工事、機械器具設置工事及び電気通信

工事をいい、請負代金額が 500 万円以上のものに限る。)

オ その他の工事（アからエまでに掲げる工事以外のものをいい、請負代金額が 500 万円以上のものに限る。）

カ 小規模工事（アからオまでに掲げる工事以外のものをいう。）

(順位を付す方法)

第 4 条の 2 順位は、成績評定の点数が最も高い工事から順次付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事には、順位は付さないものとする。

(1) 一の建設工事の区分において同一の建設業者が完成させた複数の工事がある場合における成績評定の点数が最も高い工事以外の工事

(2) 複数の建設工事の区分において同一の建設業者が完成させた工事がある場合における成績評定の点数が最も高い工事以外の工事

(3) 第 3 条ただし書きに規定する者が完成させた工事

3 成績評定が同点の工事が複数あるときは、それぞれ同じ順位を付するものとする。この場合において、当該同点の工事の次に成績評定の点数が高い工事には、それまでに順位を付した工事の数の次の数の順位を付するものとする。

4 前 3 項の規定により順位を付す場合において疑義が生じたときは、第 7 条に規定するつくば市建設業者褒賞審査委員会で順位を決定するものとする。

(意見書の提出)

第 4 条の 3 褒賞の対象となる建設工事を発注した主管課長は、建設業者褒賞対象工事に関する意見書（別記様式）を市長に提出するものとする。

(褒賞の決定)

第 5 条 市長は、前条の規定による意見書の提出があったときは、第 7 条に規定するつくば市建設業者褒賞審査委員会の審査を経て、褒賞者を決定するものとする。

2 褒賞することに決定した者が、褒賞の日までに、つくば市入札参加指名停止等

措置要綱に規定する指名停止措置要件に該当し、又はそのおそれがあると認めるときは、当該決定を取り消すものとする。

(褒賞の種類等)

第6条 褒賞の種類は、次に掲げるとおりとし、それぞれ賞状を贈呈することにより行うものとする。

(1) 優良工事建設業者褒賞

(2) 特別褒賞

2 優良工事建設業者褒賞は、前条の規定により決定した褒賞者に対して行うものとする。

3 特別褒賞は、優良工事建設業者褒賞を受けた回数が5回、10回又は15回に達した者に対して行うものとする。

(審査委員会)

第7条 褒賞の適正を期するため、つくば市建設業者褒賞審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第8条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、総務部を担当する副市長をもって充てる。

3 委員は、総務部長、市長公室長、財務部長、経済部長、建設部長、生活環境部長及び教育局長をもって充てる。

(委員長の職務及び代理)

第9条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、総務部長の職にある委員がその職務を代理する。

(会議)

第10条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

2 委員長は、審査会の結果を速やかに市長に報告しなければならない。

3 会議は、非公開とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総務部契約検査課において行う。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、建設業者の褒賞に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成15年告示第154号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成17年告示第140号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成19年告示第167号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成22年告示第151号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年告示第387号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年告示第558号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成29年告示第417号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年告示第437号)

(施工期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前のつくば市建設業者褒賞要綱の規定による褒賞は、この告示による改正後のつくば市建設業者褒賞要綱第6条第1項に掲げる褒賞とみなす。

別記様式（第4条の3関係）

建設業者褒賞対象工事に関する意見書

第 号 年 月 日	
つくば市長	宛て (主管課長)
課 ㊟	
つくば市建設業者褒賞要綱第4条の3の規定により建設業者褒賞対象工事に関する意見書を提出します。	
工 事 名	
工 事 場 所	
受 注 者 名	
工 事 内 容	
工 事 に 関 する 意 見	
備 考	

別記算式

$$C/A \times B$$

備考

- 1 この算式により、建設工事の区分ごとに、数を算定するものとする。
- 2 A、B及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。
 - A 褒賞実施年度の前年度に完成した建設工事の件数の総数
 - B Aの数に0.05を乗じて得た数（その数に整数未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）
 - C 褒賞実施年度の前年度に完成した建設工事の区分ごとの件数の総数
- 3 この算式により算定した数に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入するものとする。ただし、四捨五入した数値が0となるときは、切り上げて1とする。